

自主防災組織を作りましょう

○自主防災組織とは・・・

自分たちの家族や地域を自分たちで守るため、地域住民が協力して自発的に結成される組織です。

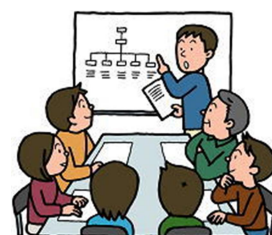
○自主防災組織の活動とは・・・

大きな災害が発生した場合、市、消防署、警察署、自衛隊などの公的機関だけでは手が回らない。
→地域でできること（救助、初期消火、要配慮者の避難支援など）をすることで、地域の被害を軽減することができます。



○自主防災組織の必要性とは・・・

- まずは、参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決めましょう。
 - 災害が起きそうなところを把握しましょう。
→地域の弱点（危険箇所など）を書き入れた防災マップを作ることが有効です。
 - 無理せず継続的に実施できる活動を計画しましょう。
→自治会で実施している年間行事などと併せて実施することが有効です。
- 例えば・・・
- ・定例の清掃活動で、地域の危険箇所の調査や防災資機材の点検をする。
 - ・防災に関するチラシ、パンフレットなどを定期的に作成・配布する。



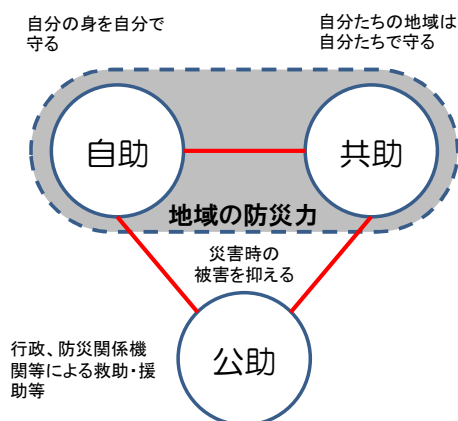
○自主防災組織の結成にあたっては・・・

★補助制度★

- 既にある団体を活用する場合
 - ・自治会等の既存の団体を、そのまま自主防災組織として兼ねる。
 - ・既存の団体の下に、別に自主防災部門をつくり、自主防災組織とする。
- 新たな組織として結成する場合
 - ・地域住民に働きかけながら、既存組織とは別に新たな組織を結成する。

- 自主防災組織の結成・活動等補助金
 - ・自主防災組織結成事業補助金
3万円（1回限り）
 - ・資機材等整備費補助金
上限10万円（費用の1/2、1回限り、**ただし5年経過で再申請可**）
 - ・ホース格納箱整備補助金上限10万円（費用の1/2）
 - ・防災活動事業補助金
上限2又は3万円（費用の**10/10**、年1回）

○自助・共助・公助



○下妻市自主防災会の活動について

- 隣接する自主防災組織の連携を図り、自主防災組織の強化を推進します。
- 消防団等と協力し、地域防災力の向上を図ります。

まずは 消防防災課 危機管理室まで (危機管理室 電話 43-8306)

消防防災課では自主防災組織の結成方法や規約の作り方、結成後の活動について、支援を行います。

自主防災組織の結成や地域版防災計画作成を検討している区長さんは、お気軽にご相談ください。